

にしがた



新潟
花ものがたり ▲弥彦菊まつり(弥彦村)

Contents

- ボーナス等を支払ったら…賞与支払届の提出をお忘れなく!
- 整骨院・接骨院の正しいかかりかた
- 社会保険事務講習会開催申込募集中
- スキー場リフト割引利用助成券のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
一般財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

ボーナス等を
支払ったら…

賞与支払届の 提出をお忘れなく!



被保険者に賞与・ボーナス等の支払いがあった場合は、支払日から5日以内に「被保険者賞与支払届」の提出が必要です。お届けの際には「被保険者賞与支払届総括表」もあわせて提出してください。
※70歳以上の方（昭和12年4月2日以降生まれの方に限ります。）については、「被保険者賞与支払届」のほかに、「70歳以上被用者賞与支払届」が必要になります。

賞与等も保険料や年金給付の対象となりますので、忘れずに届け出ましょう。

賞与支払届の対象となるもの

賞与、手当、その他どんな名称であっても労務の対償として受ける全てのもののうち、年間の支給が3回以下のものです。
※年4回以上支給されているものは毎月の保険料の基となる標準報酬月額の対象となりますのでご注意ください。
結婚祝金、大入り袋等の労務の対償以外のものは賞与の対象とはなりません。詳しくは年金事務所へご照会ください。

賞与支払届の届出方法

届出用紙を利用する

賞与支払予定月が登録されている事業所へは、支払予定月の前月に、あらかじめ被保険者の氏名などをプリントした「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」が送付されます。支払年月日や被保険者ごとの賞与額などを記入のうえ提出をお願いします。
事前に賞与支払予定月を登録していない場合や、登録している支払予定月以外で臨時に支払いがあった場合は、届出用紙が送付されませんので年金事務所に備え付けてある届出用紙をご利用願います。
なお、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp>）からダウンロードもできます。

CD・DVDを利用する

紙による届出のほか、「磁気媒体届書作成プログラム」（日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp> から無償でダウンロードできます。）により作成されたCD・DVDでの届出も可能です。
また、希望する事業主の方には、被保険者の氏名や生年月日などの基本情報をあらかじめ収録したターンアラウンドCDを送付しますので、年金事務所にお問い合わせください。

電子申請を利用する

インターネットを利用した電子申請も可能です。電子申請の手続きについては電子政府の総合窓口（<http://www.e-gov.go.jp/>）をご覧ください。

注 賞与の支払いがない場合でも届出が必要です
賞与支払予定があらかじめ登録されている事業所については、支払予定月に賞与の支払いがなかった場合でも、「被保険者賞与支払届総括表」で「不支給」の届出が必要となります。

賞与に係る保険料率

健康保険料(全国健康保険協会管掌健康保険) (事業主・被保険者折半)	
介護保険の第2号被保険者に該当しない被保険者	標準賞与額 × $\frac{99.0}{1000}$
介護保険の第2号被保険者に該当する被保険者	標準賞与額 × $\frac{114.5}{1000}$

厚生年金保険料(一般) (事業主・被保険者折半)	
標準賞与額 × $\frac{167.66}{1000}$	
児童手当拠出金 (全額事業主負担)	
厚生年金保険の標準賞与額 × $\frac{1.5}{1000}$	

※標準賞与額とは、保険料や年金給付の計算の基礎となるもので、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額です。
※標準賞与額には上限があって、健康保険では年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）内で合計540万円、厚生年金保険では1回の支給につき150万円となっています。
※届書はボールペンで記入してください。

※このページでご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

年金受給者
の
皆様へ

『公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』 は期限までに提出しましょう!

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬頃に日本年金機構から公的年金等の受給者の扶養親族等申告書が送付されます。

提出期限：11月30日

この申告により、翌年中に受けられる年金に掛かる所得税が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、年金から差し引かれる源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成25年分「扶養親族等申告書」が送付される受給者の方

年齢	65歳未満の方(昭和24年1月2日以後に生まれた方)	年金額が108万円以上
	65歳以上の方(昭和24年1月1日以前に生まれた方)	年金額が158万円以上

年末調整や
確定申告に
必要です

『社会保険料控除証明書』 (国民年金保険料) が届きます。

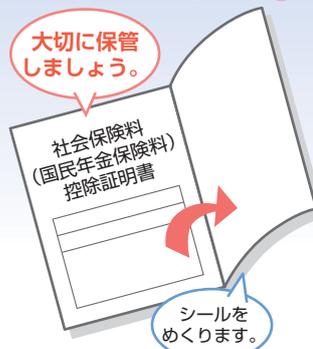


国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成24年1月～12月中に納めた保険料全額です。(過去の年度分や追納保険料なども含みます。)

控除を受けるためには年末調整や確定申告を行うときに、領収書など、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付していますので、申告書の提出の際には必ず添付して下さい。



送付期間：本年1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した方…11月上旬

10月1日以降に本年初めて国民年金保険料を納付する方…来年2月上旬

※ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています(相談は無料)

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第2火曜日(10:00～15:00)
- 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第2水曜日(10:00～15:00)
- 寺泊町商工会[長岡市寺泊坂井町9769-31]……………毎月第2水曜日(10:00～15:00)

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

協会けんぽからのお知らせです

整骨院・接骨院の正しいかかりかた

今月は先月に引き続き、整骨院・接骨院にかかる際の注意点についてご紹介いたします。

療養費の受療委任について

整骨院・接骨院での費用の支払いについては、窓口で保険証を提示することで一部負担金の支払いだけで施術を受けられる場合があります※。これは、整骨院等が施術を受けた方に代わって療養費を保険者に請求する「受療委任」が認められているからです。

※整骨院等で健康保険を使用できるのは、骨折、脱臼、打撲及び捻挫です。

(骨折及び脱臼については、応急手当てする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。)

療養費の受療委任の流れ



①療養費受療委任

「受療委任」の場合は柔道整復師が施術を受けた方に代わって保険請求を行うため、療養費支給申請書の受取代理人欄に原則、施術を受けた方の署名が必要になります。

②療養費申請

①の委任に基づき、柔道整復師が申請を行います。

③療養費支給

内容を審査のうえ、委任を受けた接骨院等へ入金されます。(施術を受けた方へは入金されません)

受療委任するときの注意

整骨院等で施術を受け、協会けんぽへの療養費の請求を委任するときは、次の点に注意してください。

- 「療養費支給申請書」に記載されている傷病名、負傷原因、日付等が間違っていないかよく確認してください。
 - 「療養費支給申請書」には必ずご自身で署名・押印してください。
 - 領収書を必ずもらって保管しておき、療養費支給申請書の署名の際や、後日、協会けんぽから「医療費のお知らせ」が届いた際に、内容を確認してください。
- ※領収書は、医療費控除を受ける際にも必要となりますので、大切に保管してください。

施術を受けた方へのお願い

施術日や施術内容について照会させていただく場合があります。そのため、整骨院・接骨院にかかったときには、

- 領収書を保存しておく
 - 「負傷した部分」「施術を受けた日」「受けた施術の内容」を手帳やカレンダーに記入しておく
- などにより記録を残しておき、照会がありましたら、ご自身でご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

【業務グループ】 TEL.025-242-0262



全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260 (代表)

社会保険事務講習会開催申込募集中

参加料無料

10月号でご案内しておりますが、新たに社会保険の事務担当者になった方等（どなたでも参加可能です）を対象として、次の日程で社会保険事務講習会を開催します。

【講習時間割】 13：30～（適用、保険料、扶養） 講師／年金事務所

14：40～（保険証交付までの流れ、保険給付概要） 講師／協会けんぽ

特典 講習会参加の皆様には、「平成24年度版社会保険の事務手続」を差し上げます。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
12月 3日(月)	午後1時30分 ～午後4時	上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	50名
12月 4日(火)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
12月 5日(水)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
12月 6日(木)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
12月10日(月)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	40名
12月11日(火)		燕三条地場産センターリサーチコア	三条市須頃1-17	70名
12月18日(火)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名

※「クロスパルにいがた」会場は、公共交通機関をご利用願います。

お申込み方法

開催日・参加会場・事業所名・参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。（電話によるお申し込みも可能です。）
なお、各会場とも定員に達した場合のみ連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 ■ TEL.(025)240-5337 FAX.(025)290-3201

冬期
限定
プラン

友だち、家族で語らいを!

平成24年 平成25年

12/1～3/31 (但し12月30日～
25年1月3日は通常料金です)

土曜日を除く

- 1室3名様以上のご利用
- 1泊2食/料理6品付

5,900円(税込)

「ハマスサウナ」
心も体もあたたかく

お申し込み・お問い合わせはお気軽に

瀬波保養所 **松風荘**

〒958-0037 村上市瀬波温泉2-4-29 電話 0254-53-3086

12月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所 (予約先電話番号)	会場	相談日	時間	主催年金事務所 (予約先電話番号)	会場	相談日	時間
新潟東年金事務所 (025-283-1013)	五泉市村松支所	6(木)	10:00～15:00	上越年金事務所 (025-524-4115)	糸魚川市役所	12(水)	10:00～15:00
	五泉市福社会館	20(木)	10:00～15:00		柿崎商工会	26(水)	10:00～15:00
	阿賀町役場本庁	26(水)	10:00～15:00				
新潟西年金事務所 (025-225-3008)	佐渡中央会館	19(水)	13:30～16:30	三条年金事務所 (0256-32-2820)	市民交流センター ネープルみつけ	19(水)	10:00～15:00
	両津地区公民館	20(木)	9:00～11:20	新発田年金事務所 (0254-23-2128)	クリエート村上	8(土)	10:00～15:00
	小木町商工会	20(木)	8:50～10:50		村上市役所	12(水)	10:00～15:00
長岡年金事務所 (0258-88-0006)	小出商工会	26(水)	10:00～15:00		阿賀野市水原公民館	26(水)	10:00～15:00
				六日町年金事務所 (025-716-0802)	十日町地域地場産業振興センター (クロス10)	13(木)	10:00～15:00
							27(木)

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなりますが、次の2会場は時間が異なります。佐渡中央会館は13:30から16:10、十日町地域地場産業振興センター(クロス10)は13:00から14:30となりますのでご注意ください。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。
- 年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

スキー・スノーボードで健康づくりを!!

スキー場リフト割引利用助成券

のご案内

県内各支部（新潟東・新潟西・三条・新発田・長岡・六日町・上越・柏崎）の会員事業所従業員及び家族の健康増進のためスキー場のリフトを利用される方に、割引利用助成券（各スキー場とも700円助成）を発行いたします。希望される方は、下記の宛先へお申し込みください。



申込受付期間

平成24年12月3日から平成25年1月15日まで（リフト割引利用助成券の有効期限は平成25年2月28日まで）
ただし、受付期間中であっても予定数に達した場合、申込を締め切らせていただきます。

利用できるスキー場名			
上越国際スキー場	1日券	赤倉観光リゾートスキー場	1日券
岩原スキー場	1日券	わかぶな高原スキー場	1日券
国設胎内スキー場	1日券	三川温泉スキー場	1日券
ニュー・グリーンピア津南スキー場	A・B		回数券
二ノックススキー場	1日券	石打丸山スキー場（大人）（ジュニア・シニア）	1日券
長岡市営スキー場	1日券		

※リフト券の内容等については各スキー場にお問い合わせください。
※申込されてから割引利用助成券がお手元に届くまで日数を要しますのでご容赦ください。

申し込み先

（一財）新潟県社会保険協会各支部（各地区事務センター）

●上越地区事務センター

管轄支部 上越支部・柏崎支部
住所 〒943-0837
上越市南城町1-5-9
電話 025-527-4880

●中越地区事務センター

管轄支部 長岡支部・六日町支部
住所 〒940-0061
長岡市城内町3-甲893-36-丸山ビル601
電話 0258-31-8090

●下越地区事務センター

管轄支部 新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部
住所 〒950-0087
新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F
電話 025-290-3200

申し込み方法

郵送により、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

〔リフト割引利用助成券申込書〕

※利用者負担金は直接スキー場にお支払いください。 ※申込枚数は15枚までとさせていただきます。

枚 年 月 日
上記のとおり申し込みます。

事業所所在地
名称
電話番号
連絡責任者

所属支部名に○印を記入してください。			
	新潟東		長岡
	新潟西		六日町
	三条		上越
	新発田		柏崎